

単価契約仕様書

環境政策局東北部クリーンセンター

(担当： 上村 村本 電話 741-1003)

件 名	令和7年度東北部クリーンセンター廃棄蛍光灯管・廃棄乾電池の処理等
形 状 ・ 寸 法	ガラスくず・汚泥と金属くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
予 定 数 量	蛍光灯管180kg・乾電池10kg ※収集運搬は年1回を想定 (数量については、収集時期等により増減することがある。大幅な増減があっても、本市は何ら保障しない)
契 約 期 間	契約日の翌日 ～ 令和8年3月31日
契 約 条 件	1 総則 (1) 本業務を行うにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「京都市契約事務規則」、その他関係法令を順守するとともに、本仕様書に基づき完全を実施すること。 (2) 本業務の受託者は、「労働基準法」及び「労働安全衛生法」を遵守の上、実施すること。 (3) 受託者と京都市は関係法令に基づく委託契約書を締結する。 2 受託者の条件 受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項及び第6項の許可を京都市長又は京都府知事から受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること。 3 業務内容 京都市東北部クリーンセンター内に集積する廃棄蛍光灯管及び廃棄乾電池（以下「廃棄物」という）の収集運搬及び処分業務を受託者に委託し、受託者は、廃棄物の収集運搬及び処分業務を行う。ただし、処分業務について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4第6項の特別管理産業廃棄物処分許可を受けた最終処分先（水銀の適正処理、リサイクル処理が可能な場所）にて最終処分を実施するものとする。 4 作業実施基準 (1) 受託者は、東北部クリーンセンターからの通知により、速やかに廃棄物を搬出すること。 (2) 受託者は、廃棄物搬出後における集積場付近の衛生環境保持に留意し、誠実かつ確実に業務を行うこと。 (3) 受託者は、廃棄物収集後、マニフェストに必要事項を記入の上、A票を東北部クリーンセンター担当者に手渡すこと。また、順次処理終了後、B2票、D票、E票を速やかに東北部クリーンセンターへ送付すること。

	5 処理手数料 (1) 処理手数料は、処理・処分費、収集運搬費、及び諸経費の合算とする。 (2) 処理・処分費は廃棄物 1 k g を単位とし、それぞれの排出量に契約単価を乗じて算出するものとする。 6 消費税 消費税額は、前条により算定された額の 1 0 0 分の 1 0 とし、1 円未満は切り捨てとする。 7 処理手数料の支払 受託者は廃棄物の処分後、業務完了届と支払請求書を京都市に提出することにより、受託者に処理手数料を支払うものとする。 8 業務内容の変更等 京都市は、必要があると認めるときは業務の内容を変更又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、契約期間又は処理手数料を変更する必要があるときは、双方協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。 9 その他 (1) 収集運搬業務について 受託者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。 また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。 (2) 処分業務について 受託者は、本業務の契約に際し、受託者として仕様書にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。 また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。 ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記載すること。 (3) 秘密の保持 受託者は、受託業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。 (4) 協議事項 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、京都市及び受託者が協議して定めるものとする。
--	--

産業廃棄物 収集運搬 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
 ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (作業区分)	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務に積替保管を含む場合	
受託者の積替・保管場所 の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が行う積替え のための保管上限	☐ 許可証のとおり

産業廃棄物 処 分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
 ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり